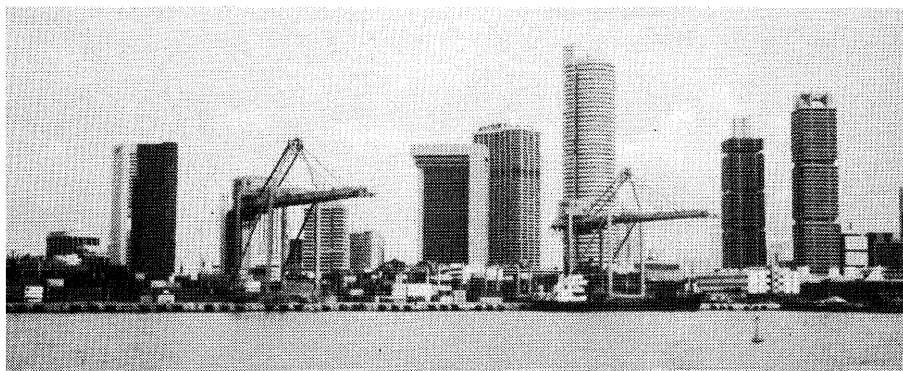


第VI章 サービス・センター機能



シンガポールの将来は貿易・サービスセンターとしての発展にかかっている(撮影：森 壮也)

第1節 金融資本市場

1 金融立国を目指す

一九六五年、シンガポールは周囲を人種的にはマレー、宗教的にはイスラムと異種なものに囲まれるなかで、中国系（人口の七五%を占める）主体の都市国家として独立した。

その独立は、周辺諸国との政治および経済的な諸問題の深刻化による所産で、祝福された「門出」ではなかった。特に、東南アジア地域は第二次世界大戦後、中国共産党の影響を強く受けた共産党ゲリラの活動で、独立間もない政府は、人心安定のため多大な努力を強いられた。

独立当初のシンガポールは、周辺諸国から「中国共産党がイデオロギーの輸出基地として利用する第三の中国」とみなされないようにすると同時に、英国海軍基地が大きく存在するとしても（基地経済は当時のGDPの四〇%、労働力人口の一五%を占め、他に完全失業者が約一〇%存在した）、「いかに国家の安全を確保し、かつ経済の発展をはかるか」という大変困難な課題に直面した。

人口わずか二百万人弱（当時）では、その経済力と軍事に頼るのは不可能であった。そこで米ドルを中心とした主要通貨と、それを扱う世界的に有力な金融機関を誘致して、「金融立国」を国策の支柱にすることで、この問題を解決しようと試みた。

この国策は、六〇年代後半からのユーロ・ダラー市場の発展の波に乗り、国内の経済力発達に依存することなく、世界の金融市場に一角を占めるまでに成功した。この市場特性は、現在でも本質的に変わっておらず、「人為的に創出されたシンガポール金融市場」と言われる由縁となっている。

シンガポール金融市場の今後の展開を考える際、その発展の歴史を振り返るのは有益であろう。

2 オフショア市場の誕生

六〇年代半ば、アメリカの金融界では海外銀行業務の分野でシティバンク（本拠地ニューヨーク）に立ち遅れたバンク・オブ・アメリカ（BOA、同サンフランシスコ）は、その挽回策を模索していた。

BOAは、米国西海岸の銀行に大量の華僑預金があること、また華僑預金の源泉である東南アジア地域において経済発展の兆し（つまり資金需要）がみられることに着目した。そこで、BOAは、華僑預金の発生地で、これを受け入れ、この地域の資金需要に応じるといふ業務（アジア・ダラー市場の原型）に狙いを定め、その主導権を確保しようとした。

当初、地理的条件や交通・通信設備、金融業務に通じた人々の数、制度や規制面の自由さ等から、その本拠地を香港に設ける方針で香港政府と交渉したが、一五％の預金利子課税免除の恩典が受けられなかった。

そこでBOAは、この話をシンガポール政府に持ち込んだ。前述のように「金融立国」を目指して

いた政府は、非居住者外貨預金に対する利子課税の免除に同意した。これにより、BOAは、アジア・ダラー取引の拠点をシンガポールに設けることになった。

六八年十月一日、BOAシンガポール支店がアジア通貨勘定 (Asian Currency Unit, ACU) を設けて、二〇万米ドルの預金を受け入れたのを皮切りに、シンガポールのオフショア金融市場はその第一歩を踏み出した。

また、同年、経済・軍事両面においてシンガポールにとって大きな意味を有していたイギリスの海軍基地が、スエズ以東からの撤退方策にともない閉鎖が決定された。さらに六九年、隣国マレーシアの首都クアラルンプルで大規模な人種暴動が発生、中国系住民が多数死傷した。暴動の原因は、多数を占めるマレー系住民が、少数でありながら経済の実権を握る中国系住民に不満を抱いているなかで行なわれた総選挙で、マレー系住民の推す与党連合が後退したのが契機となった。

これらの状況をみて、政府は、この「金融立国」の重要性をますます認識するにいたった。

3 MASの設立

一九七一年に、金融機関の中核となる中央銀行に相当するシンガポール金融管理庁 (Monetary Authority of Singapore, MAS) 法が制定され、翌年MASが設立された。これにより、法体系の整備、監督責任の明確化、金融業務の許認可が円滑になった。

因みに、通貨の発行業務は、異なる機関であるBCC (Board of Commissioners of Currency) が行っているため、前出のMASは、中央銀行と称せられない。

七〇年代に入ると、この新しい金融市場へ外国の有力な金融機関から進出希望が相次いだ。

MAS設立以前、シンガポールには地場の商業銀行一一行、外国銀行二六行が営業許可を受けていた。これらは後述する新規参入機関と区別するため、フルバンク (Full Licence Bank) とも呼ばれて、現在でもすべての銀行業務取扱いが可能である。

MASは国内市場が小さく（八九年のGDP約四・四兆円）、また、営業基盤を国内にしかもたない資産規模の小さな地場銀行の立場を考慮して、以下のように業務内容を制限して、新規の外国金融機関の進出を認可した。

MAS設立以降七三年四月までに認可を受けた機関はリストリクテッド・バンク (Restricted Licence Bank) と呼ばれ、国際業務は自由に行なえるが、居住者からのシンガポール・ドル（以下、Sドル）建て普通預金と、一件二五万Sドル以下の定期預金の受入れが禁止されている。また店舗数も一カ所に限定されている。

七三年五月以降に認可を受けた機関は、オフショア・バンク (Offshore Licence Bank) と呼ばれ、当初は外国為替とACU取引のみに限定されていたが、七八年の為替管理完全撤廃により、居住者への融資も可能（貸出総額は総額五〇〇万Sドルが上限）となった。しかし居住者からの預金受入れは原則禁止となっている。基本的には、非居住者との取引きを業務にせざるを得ない機関である。

4 発展するオフショア市場

独立以来、シンガポールの金融市場は順調に拡大を続けているが、これはオフショア市場の発展そのものである。

表VI-1にみられるように、オフショア市場の資産／負債残高は、七〇年末のわずか三・九億米ドルから八八年末には二八〇五億米ドルと年平均四四％の成長を記録した。オフショア市場の負債構造をみると、七一年までは非銀行部門からの預金が総負債残高の六〇％以上を占めていた。シンガポールに預金が集中できたのは、地理的優位性、通信などのインフラの完備、安定した政治構造に加えて、七〇年の銀行法において匿名預金制度を設けたからである。一方、非銀行部門への資産残高シェアはわずか三・六％（七〇年）にすぎなかった。これは、インドネシアやマレーシアなど同国に隣接する地域に投資機会が乏しかった一方、ユーロ市場で米ドルが不足していたため、シンガポールで調達された資金は、ロンドンに再預金されることが多かったことによる。換言すれば、発足直後のオフショア市場は、周辺諸国の預金集積地として機能していたといえる。

しかし、オフショア市場の状況は、インターバンク取引の急成長により大きく変化した。銀行部門預金の総負債に占めるシェアは従来の一四％弱から、七三年以降八〇％を越える水準で推移することになる。これは、七一年にMASが設立された後、一連の法体系の整備が進み、また営業許可の円滑化はかられた結果、表VI-2にみられるように、外国の金融機関の進出が急増したからである。シン

ガポールと周辺諸国に長期資金の需要が大きく存在しなかったため、進出外国金融機関は、世界的なネットワークとノウハウを生かして、外国為替やマネーマーケット・オペレーションを推進せざるを得なかった。また営業時間帯にロンドンとニューヨークを結ぶ地理上の有利さもあつた。これによりシンガポールはインターバンク取引のセンターとして、その地位を世界の金融市場のなかで確立するにいたつた。

5 拡充する各種金融取引

シンガポールのオフショア市場には、中長期資金調達の場合として、いわゆるアジアグレー債市場が存在する。

七一年十二月にシンガポール開発銀行（現在のDBS銀行の前身）が政府保証債を発行したことを皮切りに、当初はケツペル・シツプヤードやシンガポール航空など政府関連企業が起債した。市場が徐々に発達するにともない、七〇年代半ば頃から、邦銀、日系企業を中心に起債が活発化した。これは、当時、日本の市場金利が高かつたことや東南アジアへの日系企業が増加したことなどによる。

また、七〇年代末からは、アジア開発銀行などの国際機関に加え外国政府による起債も相次ぎ、八一年には二二件、総額一二・四億米ドルに達した。その後も、八五年の起債件数がわずかに四件に留まったものを除けば、起債市場は概ね活況である。

の資産と負債

(単位：100万米ドル)

負債合計	負債					総資産／ 総負債の 伸び率 (対前年)
	非銀行 預金	インターバンク			その他 負債	
		小計	シンガポ ール内	外		
30	17	12	n.a.	n.a.	0	
389	243	141	5	135	5	217
12,597	2,067	10,924	584	9,710	235	22
54,392	9,322	40,879	1,304	38,575	4,190	43
155,374	28,018	120,030	4,174	115,855	7,325	21
200,601	33,804	159,368	4,860	154,508	7,428	29
244,868	41,575	192,485	6,538	185,946	10,807	12
280,477	47,453	221,803	8,444	213,359	11,219	15
336,581	55,019	269,582	12,620	256,961	11,980	20

表 VI-2 の数字とは一致しない。

表VI-2 シンガポールの銀行数

	地場銀行 フルバンク	外国銀行			合計
		フルバンク	リストラクティブド	オフショア	
1970	11	26	0	0	37
1975	13	24	12	21	70
1980	13	24	13	47	97
1985	13	24	14	84	135
1989	13	22	14	87	136

(出所) MAS, Annual Report.

表VI-1 アジアダラー (ACU)

暦年 末	ACU 認可 金融 機関 数	資 産					そ の 他 資 産
		資産合計	非 銀 行 向 け 融 資	インターバンク			
				小 計	シンガポ ール内	外	
1968	1	30	1	29	n. a.	n. a.	0
1970	16	389	13	370	13	357	5
1975	66	12,597	3,472	8,929	270	8,659	195
1980	115	54,392	12,402	39,552	1,084	38,467	2,438
1985	179	155,374	37,440	104,933	4,618	100,314	13,000
1986	182	200,601	38,741	146,609	4,926	141,683	15,250
1987	183	244,868	55,010	171,092	5,079	166,013	18,765
1988	190	280,477	66,550	194,755	5,254	189,501	19,171
1989	191	336,581	86,393	228,725	7,329	221,395	21,463

(注) (1) ACU のライセンスは、銀行の他、証券会社、為替ディーラーにも認可されるため、
(2) 100万ドル以下切捨てのため、必ずしも合計と一致しない。

(出所) MAS, *Annual Report* および *Monthly Statistical Bulletin*.

一方、外国為替市場は七二年六月に二五万Sドル以上の取引が自由市場で行なえるようになったのが契機となり、最近では成長が加速している。一日当りの平均取引高は、七四年の三・七億米ドルから八八年には四三億米ドルへと、年平均一九%の拡大をみせている。この結果、シンガポールの為替市場規模は、アジアにおいて東京に次ぎ二位、全世界でも四位の位置にある。

このような外為市場成長の背景には、シンガポールに進出している外国金融機関が、外国為替ディーリングを強化せざるを得ない状況にあることである。これは、周辺諸国の信用度向上などによりローンのマージンが縮小したこと、国際決済銀行(BIS)の自己資本比率規制により収益性基準が厳格になるため、貸付機会が狭められること、金融の証券化が進展するなかで、債権発行保証枠 (Note Issuance Facility, NIF) や RUF (Revolving Underwriting Facilities: NIFの一変種) など証券発行によるファイナンスが増えていることによる。

八四年九月、アジア初の金融先物取引市場であるシンガポール国際金融取引所(SIMEX)が誕生した。当初、その先行きを危ぶむ向きもあったが、取引高は順調に増加している。八八年の成約件数は、オフバランスシート(貸借対照表上、資産計上がなされない金融業務)取引きの有力商品である三カ月物ユーロダラー金利や日経株価指数などを中心に二八七万件と、八五年の五・三倍の規模に成長した。八九年上半年期の成約件数は、同年二月に開始された石油(燃料油)先物取引が活発であったこともあり、三六二万件と、すでに八八年通年を上回っている。一日当りの平均成約件数は三万件弱と、シカゴ・マーカーンタイル取引所(CME)とSIMEXの間で締結されている相互決済システム契約の最低成約件数二万件を大きく超えている。今やSIMEXは世界の先物市場として定着しつつあるといえよう。

SIMEXの順調な発展は基本的にCMEとの相互決済システムによるところが大きい。このシステムにより、取引コストが低減されるうえ、時差を利用した取引時間の延長を通じて、リスク回避機能が向上するからである。

6 金融ビジネスの新しい流れ

アジアにおける国際金融業務の将来を展望した場合、従来多かつたインターバンク取引や、国際機関や政府機関などを相手とする業務に代わって、企業金融がますます重要にならう。

これは、経済発展にともない国際収支が改善し、なかには経常収支が黒字に転じるころが出てく

る一方、国際金融市場での評価に耐え得る成長企業が出現し、意欲的な投資計画を背景として資金需要を強めているからである。各国政府が資本市場の育成を積極的に進めるなかで、金融機関も競争激化によって利鞘の縮小した従来の金融業務に代わって、企業金融に力を入れはじめている。

金融機関が企業金融に取り組む際は、ローンや債権発行など、単に債務性の資金のみならず、株式、転換社債、新株式受権付社債などといった自己資本の充実につながる資金調達も考慮しなければならぬ。従来、東南アジアの金融市場においては、国内の資金動員が不十分で、資本市場が発展する素地に乏しかった。華僑資本など短期指向の強い資金が市場のなかで主要な役割を担っていたことも要因の一つで、株式市場は乱高下を繰り返すことが多く、また債券流通市場は未発達という状況が続いた。

しかし、最近では海外からの資金の中で、米ドルに代わって日本からアジアに向けられた円資金が重要性を増している。例えば、過去三年間に、日本の生命保険会社による運用会社がシンガポールに五社も設立された。東南アジアの将来性に注目した投資を狙ったものであるが、長期保有を前提とした株式投資を進めている点が、華僑資金とは決定的に異なる。この傾向は中期的に持続すると見込まれ、今後、東南アジアの資本市場発展に大きく寄与しよう。資本市場、とりわけ株式市場の発展は、株式市場の本質である「成長力のある企業の株式を高く評価して、企業の資金調達力をつけるという資金配分機能」が発揮されることにつながり、東南アジアの企業金融に大きな変化をもたらすと期待されている。

7 金融機関の経営刷新

企業金融の強化と並んで、オフバランス業務の拡充も、多くの金融機関にとって重要な課題となっている。これは、金融機関経営の健全性を求めて九二年に発効するBIS規制に対応する必要があること、先物やスワップ技術の革新を受けて、オフバランス業務を支える金融取引が活発になっていくこと、などが、その背景となっている。

欧米主要銀行は、八〇年代初めから資産拡大よりは収益増加を重視する経営を追求している。

シンガポールでは、外国為替、短期資金のデိုင်リングによつて、トレジャリー（為替資金）部門のあげる収益が伸びており、なかにはこの部門の利益寄与が全体の五〇％に達している銀行もある。S I M E Xの存在もあつて、シンガポールはリスク管理の重要な拠点として機能している。

シンガポールの外国為替市場では、円・ドル取引の比重が七二％と高い東京市場と異なり、マルクやポンドの取引も多い。因みに、マルク・ドル取引やポンド・ドル取引高は東京市場の約二倍に達している。さらに豪ドルや香港ドルなど、東南アジア各地の通貨も取引きされている。このように、各種通貨が取引きされるなかで、為替スワップなどの取引機会も多い。

一方、投資顧問業や有価証券関係の業務など、手数料収入を得る分野も、オフバランス業務のなかで重要性を増してきた。特に、邦銀系の子会社は国内では扱えない証券関係業務を積極的に手がけており、広範な拠点網を生かした引受活動に傾注している。従来資源開発関係が多かったプロジェクト・

ファイナンスについては、金額は小さいが、インフラ整備に関連するプロジェクトが増加し始めている。伝統的なローン業務のスプレッドが〇・一二五〜〇・二五%前後に留まっているのに比べ、プロジェクト・ファイナンスのとりまとめに成功すれば、総額の三%にも達する手数料を得ることができ

る。この他にも、企業買収・合併のアレンジなど、今後、東南アジアでも手数料収入が期待できる業務が大きく伸びてくると見込まれている。

8 シンガポール市場の将来

依然として積極的な市場育成策

シンガポールが世界の金融市場の一角を占めるまでに発展した要因は、政府が積極的に市場育成策をとりつづけたことである。表VI-3に、それらを要約してある。

政府は、国際金融センターの要件といわれる資金の自由な移動を保証するのはもちろん、税制上の優遇措置などにより、金融取引のコストを安いものにしてきた。

金融取引の自由化については、七五年に預金金利規制が撤廃されたし、七八年に為替管理が全廃されるにいたった。金融取引のコストの低廉化についても、発当初から非居住者預金に対する源泉課税が撤廃されているほか、オフショア業務からの収益に対する法人所得税率が一〇%と、通常の法人

表VI-3 シンガポールのオフショア市場の主要育成策

	税 制	運 用 制 度	新商品の育成	居住者向け施策
1968	非居住者の外貨預金への利子源泉課税を免除			
1971			アジアダラー債の発行を認可	
1972	CD、約束手形に対する印紙税を廃止	ACU 勘定の流動性維持(20%)を廃止		ACU からの輸出資金調達を認可
1973				居住者の ACU 預金を認可 (個人10万Sドル, 法人300万Sドルを上限)
1976	<ul style="list-style-type: none"> 非居住者のアジアダラー債の利子所得課税を免除 非居住者向け貸付けによる利益課税率を引下げ(40%→10%) 非居住者保有の ACU 預金, アジアダラー債の相続税を免除 オフショア・ローン契約に関する印紙税(契約額の0.5%)の上限を500Sドルに設定 			上記の上限を引上げ(個人25万Sドル, 法人500万Sドル)
1977	ACU 取引に関する利子所得の税軽減範囲を拡大		米ドル建 CD 発行を認可	上記の上限を引上げ(個人50万Sドル)
1978	ACU 取引に関する優遇税率をさらに拡大(外為取引, 引受手数料など)	為替管理を全面撤廃		
1979			アジアダラー-CPの発行を認可	
1983	<ul style="list-style-type: none"> シンガポールで組成されたローン, 債券に関する収入を88年まで非課税 非居住者向けのオフショア資産運用に関し, 投資家の利益は非課税, 運用会社の利益に対し10%の優遇税率を導入 			
1984			SIMEX 設立	
1985	シンガポールでの組成に関する優遇措置を93年まで延長			
1986	<ul style="list-style-type: none"> シンガポールで組成されたローン, 債券に関する収入を93年まで非課税 非居住者向けの資産運用対象にSドル建証券も加えられた 		<ul style="list-style-type: none"> 英ポンド先物 日経平均先物 SIMEX TB 	
1987	非居住者向けの非Sドル建証券取引から生じる手数料収入に10%の優遇税率		<ul style="list-style-type: none"> ユーロダラー金利・オプション 円・マルク先物オプション 	
1988	<ul style="list-style-type: none"> 非Sドル建証券取引に対する印紙税廃止 シンガポールで支払われる非居住者のユニット信託所得を非課税 			
1989	Sドル建以外のスワップ取引に関して源泉課税を免除		<ul style="list-style-type: none"> 石油(燃料油)先物, ユーロ円金利先物 	

所得税率三二%を大きく下回っている。

また、さらにACUには、国内銀行業務に課せられるMASへの最低預金バランスや預金準備率などの制約がない上に、七二年より流動性規制(二〇%の準備資産維持)が廃止され、ユーロ市場と同様の条件となった。

このようなオフショア市場としての基本的な枠組みの中で、集まってくる資金の投資先として、金融商品が積極的に導入されてきたアジアダラー債の発行、ACU勘定からの輸出資金調達認可、米ドル建のCD(譲渡性預金)やCP(コマースャル・ペーパー)の認可、FRCD(変動利付CD)の発行などにより、資金調達の間場としても、徐々に厚味を増してきている。

八三年以降は、ローンのシンジケーションなど投融资の組成案件に関して香港に大きく遅れをとっているため、この分野の強化に政策の要点がおかれている。

まず、シンジケーション関連の収入が非課税となっている。また投資顧問業に対しては、法人所得税は一〇%と優遇税率を適用している。最近では、シンガポールのリスク管理拠点化も志向されている。この要となるのがSIMEXであり、上場商品の増加など育成策が積極的に実施されている。

今後の有望分野

シンガポールの金融市場は、七〇年代初めから銀行間資金取引センターとして、外国為替取引やマネー・マーケット取引の拡大により成長してきた。最近では、この傾向をますます強めながら成長を続けている。東京オフショア市場創設や東京外為市場自由化後も、シンガポール市場が急成長したこ

とは、金融取引がゼロ・サム取引でないことを端的に物語るものである。東京市場を始めとする世界の主要金融市場の発展は、シンガポール市場を間違いなく利するものとみられる。シンガポール外市場は、依然流動性が豊富であり、現在でも欧州の銀行を中心に、シンガポールをデイトリングの大拠点と位置づけた進出が続いており、市場の厚味がいつそう増すことになろう。

シンガポール市場は、デイトリンクだけでなく、後背地であるインドネシア、マレーシアの景気回復にともない、これらへの与信業務も拡大の傾向にある。なかでも、インドネシアでは、規制緩和の一環として金融自由化が大幅に推進されており、同国向けのオフショア業務が有望になってきている。人口一億七千万を抱えるインドネシア経済は、好調な工業製品の輸出に支えられて、八五年の二・五%から八七年に四・五%、八八年には五・七%成長と着実に回復してきた。アジアで唯一の O P E C 加盟国であるインドネシアは、原油の増産が困難になってきたところに、原油価格が八六年に暴落したため、石油依存経済からの脱却が急務となった。以来、政府は大胆な規制緩和を展開、労働集約型産業の国際競争力確保を政策目標に掲げた。これにより従来の輸入代替、国内産業保護に起因するハイコスト経済が転機をむかえることになった。

こうした状況に加え、八六年九月のルピア切下げによる輸出競争力の改善を好感し、外資の進出が活発化しており、工業製品の輸出を急増させている。

景気回復で資金需要が旺盛になる中で、金融自由化が進められている。対外債務残高が G N P の七〇%（八八年末、世界銀行推定）にも達し、経済開発の大きな足枷となった結果、金融・資本市場の活性化を通じ、海外の資金を積極的に導入する必要が高まったからである。自由化の動きのなかで、シン

ガポール市場は、ルピアの下落を恐れて逃避していたインドネシアからの資金を還流させる役割を果たすとみられる。

まず、インドネシアの一連の自由化措置のなかで、シンガポールのオフショア業務との関連で指摘されるのは、八八年十月に導入された大口融資規制である。これにより、インドネシアの財閥系企業は、従来のグループ内銀行からの資金調達のみ依存できなくなっている。このため、同国第二の売上げ規模を誇るアストラ・グループがシンガポール市場で五〇億米ドルに上るNIFを設定した。また、八九年三月にインドネシア政府が同国銀行の海外からの借入制限を撤廃したことから、シンガポールでの資金調達が活発になってこよう。

具体的には、すでに八九年十一月、インドネシアの政府系国立商業銀行であるバンク・ネガラ一九四六年 (Bank Negara Indonesia 1946) が、五〇〇〇万米ドルのフローターを発行し、シンガポール市場を積極的に利用する兆しをみせている。

マレーシアとのオフショア・ビジネスも同国経済が順調に拡大するなかで、ますます活発になってこよう。マレーシアでは、企業の資金調達に際して総額の六〇%は同国の金融機関から調達しなければならぬという制約、いわゆる六・四規制があるため、特にスタンドバイ信用状の開設や保証業務が拡大しており、今後有望とみられる。

最後に、地域統括本部 (Operational Headquarter, OHQ) も、オフショア市場の発展を促すことになる。東南アジア各国へ外国企業の進出が急増したのにもない、アジア生産拠点のファイナンス機能をシンガポールに集中しようとする動きが活発になりつつある。

これは、シンガポール政府が、OHQ制度を導入（八六年）、シンガポールでファイナンスを含む本社機能型業務を行なう企業に対して法人税を一〇％に軽減すると同時に、受取配当金の非課税などの優遇措置を与えているからである。こうした動きのなかで、タイやマレーシアの生産工場に対してオフショアローンの供与、スタンドバイ信用状の開設、保証業務が新たに創造される公算はきわめて高い。さらに、東南アジア地区での生産が本格化し、中期的にはこれら生産拠点の黒字化、その結果として余資運用がシンガポールにおいて活発化することが考えられる。同国が既述のように投資顧問業を税制上優遇するなど、その育成に力を入れており、この可能性は大きいと考えられる。

このように、シンガポールの金融市場は、ASEANの金融センターとして、ASEANの経済発展を背景にして、その厚味を増してゆこう。

(註) 用語について

- (1) 債権発行保証枠 (Note Issuance Facility, NIF) —— 短期債券を随時発行して長期資金を調達すること。
- (2) RUF (Revolving Underwriting Facilities) —— NIFとほとんど同じであるが、証書の競争入札において引受け保証のアンダーライターがある点が違う。
- (3) CP (Commercial Paper) —— コマーシャルペーパー、企業や銀行の持株会社が短期資金調達のために発行する単名・自己宛の無担保約束手形、期間は通常一〜六カ月。
- (4) CD (Certificate of Deposit) —— 譲渡性預金、銀行発行の期間一〜六カ月、額面一億円以上の無記名預金証書、金融市場で自由に売買される。
- (5) FRCD (Floating Rate CD) —— 変動利付CD